

近畿バドミントン協会 役員の旅費細則

1、会議について

- (1) 理事会、理事長会、旅費（交通費・宿泊費・日当）を支給しない。
- (2) 専門委員会（競技指導委員会・審判委員会・総務委員会）は、交通費実費を支給する。
（宿泊費及び日当は支給しない）

2、大会(競技会)について

- (1) 本会は、旅費及び日当は支給しない。
- (2) 主管府県は、主管府県外大会役員（競技会役員）の旅費（交通費・宿泊費）及び日当は支給しない。
- (3) 主管府県は、主管府県外競技役員の旅費実費及び日当を支給する。
- (4) 近畿協会派遣の審判員の旅費実費及び日当は近畿バドミントン協会審判委員会より支給する。

付 則

- 1、本細則は、平成12年5月13日より施行する。
- 2、本細則は、平成19年4月30日より施行する。
- 3、本細則は、平成23年4月29日より施行する。
- 4、本細則の一部を改正し、平成31年4月29日より実施する。